

第3号議案資料

執行役員就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>第2条（執行役員の定義） 役員とは、理事会において年俸制適用者として選任された、各校管理職及び学園本部管理職をいう。</p> <p>第3条 削除</p> <p>以下各条繰り上がり。</p>	<p>第2条（執行役員の定義） 役員とは、理事会において年俸制適用者として選任された、校長、副校長、教頭をいう。</p> <p>第3条（執行役員の種別） 役員は次の通りとする。</p> <p>① 校長 ② 副校長 ③ 教頭</p>

執行役員報酬規則

新	旧
<p>第6条（手当） 執行役員には、月額報酬のほか、通勤手当および出張手当を支給する。但し、2006年度採用の者以降は通勤手当を支給しない。</p>	<p>第6条（手当） 執行役員には、月額報酬のほか、通勤手当および出張手当を支給する。</p>